

平成28年11月29日

# サービスの利用の流れ

## ① 相談

- 被保険者からの相談を受け、窓口担当者より総合事業等を説明(サービス事業は、目的や内容、手続き等を十分説明)。その際、①事業のみ利用する場合は、基本チェックリストで迅速なサービス利用が可能であること、②事業対象者となった後も要介護認定等の申請が可能であることを説明。  
※予防給付(訪問看護や福祉用具貸与等)を希望している又はご本人が申請を希望する場合等は、要介護認定の申請につなぐ。  
※第2号被保険者は、要介護認定等申請を行う。



## ② 基本チェックリストの活用・実施

- 窓口で相談をした被保険者に対して、基本チェックリストを活用・実施し、利用すべきサービスの区分(一般介護予防事業、サービス事業及び給付)の振り分けを実施。

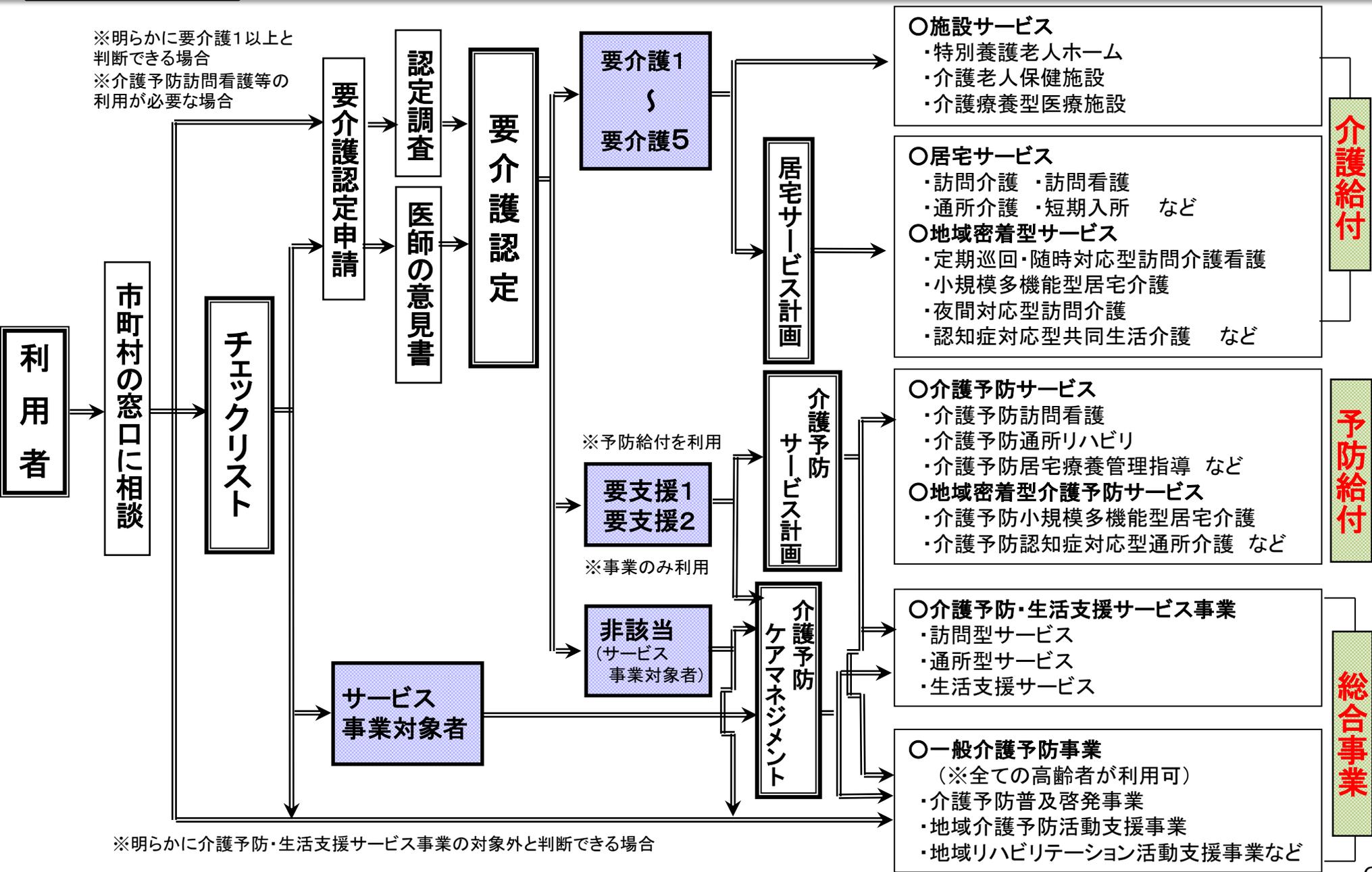


## ③ 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始

- 利用者に対して、介護予防・生活支援を目的に、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。
- 利用者が居住する地域包括支援センターが実施するが、居宅介護支援事業所への委託も可能。
- 介護予防ケアマネジメントは、利用者の状態像・意向等を踏まえ、3パターンに分けて行う。
  - ① 原則的な介護予防ケアマネジメント
  - ② 簡略化した介護予防ケアマネジメント(サービス担当者会議やモニタリングを適宜省略)
  - ③ 初回のみ介護予防ケアマネジメント(アセスメントを行い、サービスの利用につなげるところまで)

# 【参考】サービスの利用の手続き

※明らかに要介護1以上と判断できる場合  
 ※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合



- 施設サービス
- ・特別養護老人ホーム
  - ・介護老人保健施設
  - ・介護療養型医療施設

- 居宅サービス
- ・訪問介護 ・訪問看護
  - ・通所介護 ・短期入所 など
- 地域密着型サービス
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ・小規模多機能型居宅介護
  - ・夜間対応型訪問介護
  - ・認知症対応型共同生活介護 など

- 介護予防サービス
- ・介護予防訪問看護
  - ・介護予防通所リハビリ
  - ・介護予防居宅療養管理指導 など
- 地域密着型介護予防サービス
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ・介護予防認知症対応型通所介護 など

- 介護予防・生活支援サービス事業
- ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス

- 一般介護予防事業  
 (※全ての高齢者が利用可)
- ・介護予防普及啓発事業
  - ・地域介護予防活動支援事業
  - ・地域リハビリテーション活動支援事業など

介護給付

予防給付

総合事業

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

# 要介護認定について

○「介護保険制度の見直しに関する意見」(第54回社会保障審議会介護保険部会)を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、市町村の事務負担を軽減するため、当該事業を実施している市町村について、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則12か月、上限24か月に延長し、簡素化する。

## 現行と総合事業開始後の認定有効期間の比較

申請区分等		現行		改正	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	前回要支援→今回要介護	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	前回要介護→今回要支援	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	前回要介護→今回要介護	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月

# 利用者の総合事業への移行時期

予防給付 ..... ➔ 介護予防・生活支援サービス事業 ➔ 介護給付 ===== ➔

